

## 令和 8 年第 8 回三股町農業委員会総会審議結果

### 日程第 4

議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について

可決（ 4 ）

### 日程第 5

議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

可決（ 3 ）

### 日程第 6

議案第 39 号 令和 8 年度利用権借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 1 ）

### 日程第 7

議案第 40 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農  
用地利用集積等促進計画の意見決定について

可決（ 35 ）

## 令和 8 年第 8 回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 8 月 2 8 日（金曜日） 1 日間

2. 場 所 三股町役場 4 階第 1 会議室

時 間 9 時 0 0 分開会

3. 会期日程 8 月 2 8 日（金曜日）

### 議 案 審 議

#### 出席者

|       |    |     |
|-------|----|-----|
| 1 番委員 | 小倉 | 休幸  |
| 2 番委員 | 大脇 | 辰美  |
| 3 番委員 | 松山 | 喜一郎 |
| 4 番委員 | 下石 | 寅男  |
| 5 番委員 | 池脇 | 阿寿紗 |
| 6 番委員 | 内田 | 豊和  |
| 7 番委員 | 溝口 | 良信  |

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎

欠席者 なし

#### 議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長  
事務局 局長補佐  
事務局 主 幹

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和8年第8回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は定足数に達しておりますので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎委員が会議に出席し、担当区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に5番委員の池脇阿寿紗さん、6番委員の内田豊和さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第15号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第15号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計6件10筆9,384㎡、うち田が6筆5,598㎡、畑が4筆3,786㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法による合意解約が総会資料2頁59番、機構法による合意解約が総会資料3頁61番から4頁65番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第4、議案第37号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

## 事務局

議案第37号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計4件4筆4,325㎡、うち田が1筆1,106㎡、畑が3筆3,219㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

## 事務局

議案第37号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料5頁になります。別冊の航空写真と合わせてご覧ください。受付番号55番と56番は関連（同一受人）がありますので、続けて説明いたします。受付番号55番、受付年月日：令和8年8月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字中原3149番2、地目：畑、面積940㎡、所有権移転（売買）となっております。つづきまして、受付番号56番、受付年月日：令和8年8月10日、受人：〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：宮村字中原3150番2、地目：畑、面積937㎡、所有権移転（売買）となっております。受付番号55番の農地の西側隣接地になります。55番と56番の受人である〇〇〇〇氏は、樺山地区にて和牛繁殖を営む認定農業者で、申請地の周辺の農地約3.6haを利用して、飼料作物、水稻を作付けしています。受人の農作業歴は50年で、労働力は息子と2名です。自給飼料率の向上を目的とした農地の拡大になります。農業機械は、トラクター、ホイルローダー、田植機等を所有しています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

## 議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

## 2番委員（大脇 辰美）

受付番号55番と56番につきましては申請人が同じで申請地が隣同士でありますので一緒に報告します。受付番号55番、56番は8月25日に第2ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は櫟田地区に住まいであり、水稻、和牛繁殖を中心に農業経営をしております。農地は全て耕作しており、機械能力、農作業に従事する家族は息子と2名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため、所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断いたしました。以上です。

## 議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします

事務局

受付番号 57 番、受付年月日：令和 8 年 8 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字平田 2674 番、地目：田、面積 1,106 m<sup>2</sup>、所有権移転（売買）となっております。受人は、樺山地区にて和牛繁殖を営む認定農業者で、町内の農地約 11ha を利用して、飼料作物、水稻を作付けしています。受人の農作業歴は 40 年で、労働力は妻と 2 名です。農業機械は、トラクター、ホイールローダー、田植機等を所有しています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

2 番委員（大脇 辰美）

受付番号 57 番は 8 月 25 日に第 2 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は五本松地区にお住まいで、水稻と和牛繁殖を中心に農業経営を行っております。農地は全て耕作されており、機械能力、農作業に従事する家族は 2 名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため、所有者をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 58 番、受付年月日：令和 8 年 8 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字木ノ上 2856 番 3、地目：畑、面積 1,342 m<sup>2</sup>、所有権移転（贈与）となっております。受人は、都城市山之口町で酪農経営を営む認定農業者で、農地約 3.1ha を利用して、飼料作物、水稻を作付けしており、自給飼料率の向上を目的とした農地拡大になります。受人の農作業歴は 50 年で、労働力は妻と 2 名です。農業機械は、トラクター 2 台を所有しています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしており

ます。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（池脇 阿寿紗）

受付番号 58 番は 8 月 26 日に第 4 ブロック委員 4 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受入は都城市山之口町にお住まいで、酪農を中心に農業経営を行っております。又、水稻も営んでいるとの事です。都城市の方で認定農家の承認を受けております。農地は全て耕作されており、機械能力、農作業に従事する家族は 3 名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図る事と、譲渡人の農業廃止による贈与によって所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 37 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について受付番号 55 番から 58 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 37 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 55 番から 58 番の許可について許可することに決定いたしました。続きまして日程第 5、議案第 38 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 38 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 3 件 7 筆 2,828 m<sup>2</sup>、うち田が 6 筆 2,270 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆 558 m<sup>2</sup>でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 38 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料 8 をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号 26 番、受付年月日：令和 8 年 8 月 10 日、受入：〇〇〇〇、渡入：〇〇〇〇、申請地：

長田字長原 5095-42、登記地目：畑、面積：558 m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転となっており、転用目的についてですが、今回受人は渡人より申請地に隣接する宅地と山林を同時に購入し、将来入居する計画を立てております。申請地の畑は耕作の弁が悪く、今後山林として管理していくため、転用目的は櫟の植林となっております。資金計画につきましては自己資金です。こちらの農地につきましては農地法第4条第6項第2号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）により、第2種農地に区分され許可相当と判断します。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号 26 番は 8 月 25 日に第 3 ブロック委員 4 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。転用の目的は植林、櫟を植える予定です。受人は申請地東に隣接する山林及び南側に隣接する宅地との売買の話があり、取得後は入居する計画をしています。申請地は耕作の弁が悪く、長年耕作されておらず、荒れていることから櫟を植えて管理していく計画です。北側隣接地との境界から 5 m、西側道路との境界から 5 m 空けて植林し、周囲に被害を与えない様にします。雨水については地下浸透とします。現地確認の結果、特に問題ないものとし許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 27 番、受付年月日：令和 8 年 8 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字村ノ前 1427、登記地目：田、面積：823 m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転となっており、転用目的は二世帯住宅 1 棟、資金計画は借入となります。こちらの農地につきましては農地法第 4 条第 6 項第 2 号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）により、第 2 種農地に区分され、立地基準、及び一般基準も特に問題ない為、許可相当と判断します。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

6番委員（内田 豊和）

受付番号 27 番は 8 月 26 日に第 4 ブロック委員 4 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は高齢になった両親と同居する事、家賃負担の軽減や資産形成のため、二世帯住宅が建築できる広い土地を探していたところ、スーパー等が点在し道路事情の良い申請地が売却されるのを知り、今般、買受けるものです。周囲にはブロック塀を設置し、農地への被害が及ばない様にします。生活雑排水は合併浄化槽を設置し水路に接続します。雨水は桝を設置し各水路に接続します。以上により、立地基準、一般基準を満たすことから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないので、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 28 番、受付年月日：令和 8 年 8 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原 1798-2 他 4 筆、登記地目：田、面積：1,447 m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転となっております。転用目的は、受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の代表取締役をしており、今回申請地を個人で購入、整備し、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に貸出するための資材置場となっております。尚、資金計画は自己資金になります。こちらの農地につきましては第一種住居専用区域にある農地で、農地法施行規則第 4 4 条第 3 号により第 3 種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

## 議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

6番委員（内田 豊和）

受付番号 28 番は 8 月 26 日に第 3 ブロック委員 4 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は〇〇〇〇〇〇〇〇の代表取締役をしております、今回申請地を購入し、資材置場として〇〇〇〇〇〇〇〇に貸出すものです。周囲の土地も購入しており、利用状況においても苦情が無く、周辺住民との信頼関係も築かれています。周辺土砂の流失防止のため隣地境界にブロック積みを行い、周囲に土砂流失等の被害を及ぼした際は、早急に対応します。雨水はこれまで通り地下浸透です。残土置き場については周囲に 20 cm のブロックを 4 段で積みして、残土はその高さ以上には盛らない、さらにブルーシートで覆い、周辺への防除策を施します。盛土規制法の該当性について、盛土対策課へ照会を行い、許可等の対象

外である事を確認済みです。以上により、立地基準、一般基準を満たすことから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 38 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 26 番から 28 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 38 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 26 番から 28 番を承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 6 議案第 39 号、令和 8 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 39 号、令和 8 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について求めるもので、総会資料が 9 頁、及び別紙利用権設定借受候補者推薦書のお目通しをお願いします。

議長（溝口 良信）

今回の候補者につきましては、全体協議会で推薦委員からの説明があった通りであります。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 39 号、令和 8 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 39 号、令和 8 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 7 議案第 40 号農地中間

管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 40 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。所有権移転につきまして合計 6 件 8 筆 6,900 m<sup>2</sup>、うち田が 2 筆 1,170 m<sup>2</sup>、畑が 8 筆 5,730 m<sup>2</sup>でございます。利用権設定につきまして合計 29 件 54 筆 48,751 m<sup>2</sup>、うち田が 27 筆 23,741 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆 25,010 m<sup>2</sup>でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による所有権移転各筆明細は総会資料 1 1 頁 55 番から 1 2 頁 60 番までとなっております。利用権設定各筆明細は総会資料 1 3 頁 301 番から 1 7 頁 329 番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 40 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について総会資料の所有権移転に関する総会資料 1 1 頁 55 番から 1 2 頁 60 番まで、利用権設定に関する総会資料 1 3 頁 301 番から 1 7 頁 329 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 40 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。8 月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第 8 回三股町農業

委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時